

令和4年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会
会長 茨田 一矢

障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備が進むとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育が充実・推進されておりますことに深く感謝申し上げます。昨年からの新型コロナウイルスの感染症の拡大により、生活のさまざまなことが変化し制限が生じる中で、変化に苦手な子供たちではありますが、一生懸命前向きに取り組んでおります。障害のある児童生徒の特別支援教育がさらに充実したものになりますよう、以下の事項を要望いたします。

1. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 知的障害のある児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校等、深刻な現状が続いています。国は、特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として推進してくださっておりますが、各自治体において、特別支援学校の新設や増築の推進及び他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりする施設整備の取り組みを推進してくださるようお願いいたします。
- ② 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定を、地域の実態や、特別支援学校の障害種や学部等を踏まえた多様な形態での設置を希望します。また、さまざまな障害種等に対応できるベースとなる基準も検討していただくようお願いいたします。
- ③ 教育環境の整備を講じる上で、学校が安全な場所に立地されていることが大前提でなくてはなりません。しかし、「土砂災害警戒区域」や「洪水・浸水想定区域」内に立地している特別支援学校も少なくありません。令和2年7月の熊本県南部の豪雨でも、熊本県のある特別支援学校の校舎に鉄砲水が流れ込んで浸水し、2週間の休校となりました。登校していない時間の災害だったことが不幸中の幸いでした。学校が懸命に自然災害に対する防災体制を強化し、実践的な防災教育の推進に努めていたとしても、立地の脆弱さに容赦なく襲いかかるのが自然災害です。また、平常時の特別支援学校は、児童生徒の学習や生活の場ですが、災害時は市町村との協定による福祉避難所の役割があつたり、地域住民にとつての避難所・避難場所となったりすることから、特別支援学校内の施設の安全性には大きな期待が寄せられています。「特別支援学校施設整備指針」を通して、安全な施設環境を確保することが重要です。

2. 特別支援教育における I C T の利活用の推進

- ① 障害のある児童生徒等の社会参画の促進、QOLの増進を可能にし、オンラインによる授業や自立活動の指導についても可能になるよう、実践事例の蓄積を図り、教員間で

の共有が必要です。

- ② 障害のある児童生徒等の家庭におけるICTを利用したオンライン学習を可能にするためには、保護者が学校の取り組みを十分理解し、保護者自身のICTに関する知識や技術の習得も必須です。また、保護者と学校の先生方との組織であるPTAが学校・教育委員会、ICT専門家(アドバイザー)等と連携・協力し、子供たちのICTの学びを保障していくけるようお願いいたします。
- ③ GIGAスクール構想のもと、各学校では一人1台端末の導入が進むとともに、校内Wi-Fi環境も整備されるなど、教育現場における条件整備が進んでいます。一方で、特別支援学校や高等学校等の寄宿舎においては、Wi-Fi環境が整備されていないため、児童生徒が寄宿舎で端末等を使った自学自習ができない状況です。寄宿舎を利用する児童生徒が、寄宿舎の自室でも端末を活用して調べ学習等ができるように寄宿舎のWi-Fi環境整備に係る予算を確保していただくようお願いいたします。

3. 就学前から社会参加まで切れ目ない支援体制の整備

- ① 教育委員会・学校と福祉、医療、労働等の関係部局やその他関係機関の連携体制を整備しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度、関連する幅広い内容等を分かりやすく保護者に情報提供してください。
- ② 就学、進級、進学、就労の際に、個別の教育支援計画等が一貫した指導や必要な配慮がなされるような仕組づくりをお願いいたします。
- ③ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援が円滑に進むよう連携支援コーディネーターの配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。
- ④ 切れ目のない支援体制を整備するためには、社会全体における知的障害児者への正しい理解があることが大前提であり、人権教育における知的障害児者の理解啓発を同時に推進していくようお願いいたします。

4. 学校と福祉機関の連携の推進

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」により、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き継ぎ教育と福祉の連携を推進してくださるようお願いいたします。

5. 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

知的障害特別支援学校には、幼稚部から高等部まで、幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえで、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識と技能を持った教職員を求めています。また、さまざまな専門家等との連携を図りながら専門的な知見を活用した指導にあたる能力が必要です。そのためには、個々の教員だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。

6. 高等学校における学びの場の充実

① 高等学校での通級指導の導入がすすめられていますが、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員をはじめ、学校全体で継続的に教員の専門性を担保・共有していく仕組みづくりが必要です。同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも重要です。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校との連携を具体化していただくようお願いいたします。

② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、義務教育段階での個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても個々の生徒の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供を行う必要があります。また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、進路に対するニーズや学習の状況に応じた多様なコース制を導入・選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにする取り組みが必要です。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎと連携が必要です。

7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的で多様な学習活動の実践・調査研究を進め、支援体制を充実させていただくようお願いいたします。

8. 大規模災害時における対応

① 学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

② 事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。令和6年度から障害福祉サービス事業所でのBCP策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様

に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

9. 太陽光発電導入の推進について

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そして SDGs の観点から、再生可能エネルギー設備の設置による CO₂削減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合の特別支援学校では、児童生徒・教職員にとって安全・安心な場である必要があります。また、区市町村との間で福祉避難所協定を締結していれば、地域の災害時要配慮者の方々の避難所としての役割も担うことになります。防災機能の観点から、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。2018年5月1日現在の文部科学省の調査（再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査）結果によると、全国の特別支援学校の太陽光発電設備の設置数は274校、約24%が設置している状況です。今後も、各自治体への太陽光発電導入の推進を働きかけていただき、スムーズな導入のための助成についても御検討をお願いいたします。

10. 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度においては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して各学校等の新型コロナウイルス感染症予防対策が講じられ、生徒用トイレの洋式化や各種スイッチのセンサー化などの改良が行われました。一方で、寄宿舎を持つ特別支援学校等では、学校の感染対策についてはある程度進んだものの、寄宿舎の感染予防対策については予算的な制約から十分な感染予防対策が講じられておりません。また、生徒数が多い上に4人部屋での生活を余儀なくされている寄宿舎も少なくありません。寄宿舎を利用している児童生徒が安心して生活を送ることができるよう寄宿舎に対する感染予防対策の予算を確保していただくようお願いいたします。

令和4年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 茨田一矢

障害の有無にかかわらず、社会の一員として相互に人格と個性を尊重し合い、自分らしく生活を送ることができる社会の実現を心から願っています。福祉、教育、医療、労働等の関係省庁、関係諸機関と連携を図り、障害者の権利を実現できますよう、さらなる施策の推進をお願いいたします。

1. 相談支援事業の拡充等

- ① ノーマライゼーションの理念に沿って、障害があっても一人一人が自分らしく生きていくことができるためには、相談支援体制の拡充が欠かせません。卒業後に充実した生活を送れるよう、学校と相談支援事業所が連携し、一貫した移行支援・計画相談がなされるようお願いいたします。
- ② ライフステージに応じた一貫した支援を行うためには、保護者・教育関係者・福祉関係者・医療関係者をはじめとする支援者が連携し、共通した目標をもつことが重要です。また、生育歴、指導記録などを盛り込んだ「個別の教育支援計画」の活用の推進をお願いいたします。

2. 「新・放課後子ども総合プラン」等の充実

- ① 厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」が連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うものとされています。障害のある子どもが参加した場合も安心して過ごせるような配慮をお願いいたします。
- ② 障害のある子どもや配慮の必要な子どもの家庭と学校の連携は必然ですが、必要に応じて障害児通所支援事業所等の関係機関との連携を図り、適切に対応していただくようお願いいたします。
- ③ 障害のある子どもたちが利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援等の整備を進め、医療的ケアの必要な障害児・者が地域で安心して生活ができるよう事業を拡充していただくようお願いいたします。

3. 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の推進

学校と福祉機関の連携「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進していただくようお願いいたします。

4. OT、PT、ST等の外部専門家の指導・支援の拡充

- ① 就学前〔幼稚園〕の障害児や特別支援学級に通う児童生徒にも、OT、PT、ST等の専門的な療育は不可欠であり、巡回指導等専門家の活用を推進していただくようお願いいたします。
- ② 学校の必要に応じて PT、ソーシャルワーカー等の専門家を配置できるようご支援をお願いいたします。
- ③ 医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸長していくよう、人材確保と必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

5. 特別支援学校卒業後の充実した生活と社会参加のために

- ① 特別支援学校卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化していくようお願いいたします。
- ② 障害者雇用率が引き上げられ、障害者の雇用の場は広がっています。知的障害者の特性や強みを生かした仕事の分野や職種で活躍できるよう、知的障害者の雇用を拡大させていただきたい。また、ジョブコーチなどの専門的な支援の利用期間を状況に応じて柔軟に延長できるなど、就労後の仕事が定着できるような支援を充実させてください。
- ③ 学齢期からさまざまな経験を通して積み上げてきた学び・文化・芸術・スポーツを日中活動系サービスの場においても取り組む機会が得られるよう、文部科学省生涯学習政策局の障害者学習支援室と連携して、障害者の生涯学習の取組を推進していただきたくお願いいたします。

7. 大規模災害時における対応

幼児児童生徒が学校での授業中に大規模災害が発生すれば、子どもたちや教職員等の命を守り、さまざまな対応が必要になります。時間の経過とともに、帰宅困難者の受け入れが必要になったり、自治体との協定による福祉避難所の開設も依頼されるようになります。また、大災害になっても止めてはいけない命に直結する支援の必要があるお子さんもいるでしょう。あらかじめ対応を想定した訓練をしていれば、いざという時に動けます。令和6年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

8. 新型コロナウィルス感染症の対応について

新型コロナウィルス感染症の感染状況は、収束する見通しが立たず、体調面・精神面が不安定になっている子ども達が多くみられます。また、特別支援学校では、指導・支援の過程で、子ども達と教職員との距離が近くならざるを得ない現状です。「新しい生活様式」を可能な限り実践しながら、安心して児童生徒が学校生活を過ごし、教職員が勤務できるよう、相談支援機関の柔軟な対応と継続的な衛生用品等の配布を継続していただきますようお願いいたします。